

環境影響評価に係る指針

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第6条第1項の規定により、環境影響評価のために必要な項目、方法、範囲その他の事項に係る指針を次のとおり定める。

1 環境影響評価の項目

- (1) 対象事業の実施が環境に及ぼす影響についての評価を行うための項目は、次に掲げるものとする。
 - ア 生態系維持機能
 - イ 居住快適性維持機能
 - ウ 土地機能
- (2) 各環境評価に当たっては、自然環境評価システムに入力されているデータ（10メートルメッシュごとに入力した自然環境要素、機能を構成する要素の評価、機能ごとの総合評価及び自然環境に関する総合評価）を使用することとする。

2 環境影響評価の方法

- (1) 事業者は次に定める環境保全目標量及び配慮事項に係る環境影響評価を実施し、それに基づき評価書案を作成する。
- (2) 環境保全目標による環境影響評価
 - ア 事業者は評価に当たっては、対象事業実施区域について1-(1)に定める機能の総合評価により策定された10メートルメッシュ（以下メッシュという。）ごとの自然環境ランク及び環境保全目標（別表第1及び別表第2）に基づき、対象事業に係る環境保全目標量を算定する。
 - イ 事業者は、前項の環境保全目標量を達成できる範囲内で環境の改変量を決定する。
- (3) 配慮事項に係る環境影響評価
 - ア 事業者は、環境保全目標量に係る環境影響評価の終了後、イからエに掲げる各機能ごとの配慮事項に基づく環境影響評価を行い、事業計画を作成するものとする。なお、評価に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 事業区域の決定に当たっては、別表1、2に定める自然環境ランクの高いメッシュを優先して保全することを基本として行なうものとする。
 - (イ) 対象事業区域内の同一ランクの評価に際しては、次に掲げる機能については、
 - a, b, cの優先順位とする。
 - a 生態系維持機能
 - b 居住快適性維持機能
 - c 土地機能

イ 生態系維持機能

生態系維持機能は、植生から見た自然度と群落の種類多様性によって評価する。また植生は、自然環境に関する様々な機能を高める上では重要な要素であり、居住快適性維持機能（被視頻度）、土地機能の評価を行う際にもその影響が大きくなっているため、環境の改変に当たっては最優先に考慮される項目となる。生態系維持機能を低下させないためには、自然林や種の多様性の高い樹林地の改変は極力行わないことが必要である。

生態系維持機能の評価については、植生自然度の評価結果を優先して行なうものとする。

(ア) 植生自然度

植生の自然度により評価するものとする。自然林は、自然の生態系を維持するための基盤となるものであり、人間は都市の生活においても自然の生態系システムとは無関係ではあり得ないため、自然林を保全することは、まちづくりにおいても最優先されるべきものである。環境の改変に当たっては、自然林を保全区域に組み入れる等の処置がされるべきである。改変される場合には、その影響が及ぶ範囲を最小限にとどめるような配慮が望ましい。

段階ごとの評価基準は、次のとおりとする。

- V { マサキ-トベラ群集、ヤブコウジ-スダジイ群集、ホソバカナワラビ-スダジイ群集、イノデ-タブノキ群集、イロハモミジ-ケヤキ群集、フトイ-ヨシ群落
(自然林)
- IV { アオキ-シロダモ群落、二次林（オニシバリ-コナラ群集、ヤマザクラ-コナラ群落、エノキ-ミズキ群落）、低木二次林（ススキ-ハコネウツギ群落）、クズを伴う二次林、モウソウチク・マダケ林
(二次林)
- III { クスノキ造林地、マテバシイ造林地、スギ・ヒノキ造林地、クロマツ造林地、クヌギ造林地、オオシマザクラ造林地、アズマネザサ-ススキ群集及びセイダカアワダチソウ-ススキ群落、クズを伴うアズマネザサ-ススキ群集、チゴザサ-ヨシ群落（オギ群落を含む）、セリ-ヨシ群落（耕作放棄水田雑草群落）
(植林・草地)
- II { クサイチゴ-タラノキ群集、ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落（耕作放棄畑地雑草群落）、梅園
(草地)
- I { カラスビシャク-ニシキソウ群集（耕作畑地雑草群落）、ニシキソウ-オオニシキソウ群落、チカラシバ-ヤブガラシ群落（路傍雑草群落）、ニワホコリ-カゼクサ群集、シバ群落、吹きつけ地（シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ等）、植栽園（イチヨウ、スギ、ジンチョウゲ、イヌツゲ、ヒサカキ他）、ウリカワ-コナギ群集（水田雑草群落）、常緑広葉樹の植栽の多い住宅地（モチノキ、クロマツ、モッコク、スダジイ、マサキ等）、住宅地及び裸地、造成地
(草地・造成地)

ランクごとの配慮事項

- V {
 - ・自然林は保全が最も望ましく、改変は極力行わないこと。
 - ・保全を図る際には(V)ランクを囲む緑地も緩衝帯として極力保全すること。
 - ・Vランクが分散している区域での改変区域を決定する時は、周囲の状況（開発予定地外も含む）を考慮すること。
- IV {
 - ・種の多様性の高い二次林が中心となっているため保全が望ましい。
 - ・改変後の残地の復元については、現存植生または潜在植生を基本として行うこと。
 - ・Vランクの保存を図る際の、緩衝帯としての役割を考慮すること。
- III {
 - 造林地が中心となっており自然度は低いので、改変後の残地は樹林の復元を図る等景観に配慮が望ましい。
- II {
 - 農耕地、草原が中心となっているので保全の価値は比較的低い。改変後の残地は緑化に努めること。
- I {
 - 市街地、造成地のため、改変後の残地は緑化に努めること。

(イ) 植物群落構成分類

生態系維持機能の評価を植生自然度のみによって行った場合は、多くの種類の生物にとって、二次林が果たしている役割が評価されないため、自然度による植生の評価手法とは別の観点として種の多様性の高さにより評価するものである。種の多様性の高さとは、単に植物の種数が多いだけでなく、高木、低木、下草がバランス良く成育している状態をいうものであり、その差異（植物群落の形態、構造）により、そこに生息する生物の種類が決定されることとなる。

段階ごとの評価基準は、次のとおりとする。

- V {
 - マサキ-トベラ群集、オニシバリ-コナラ群集、ヤマザクラ-コナラ群集、エノキ-ミズキ群集、アオキ-シロダモ群集、クロマツ造林地、オオシマザクラ造林地、クヌギ造林地
 - (自然林・二次林・植林)
- IV {
 - ヤブコウジ-スダジイ群集、ホソバカナワラビ-スダジイ群集、イノデ-タブノキ群集、イロハモミジ-ケヤキ群集、スギ・ヒノキ造林地、クスノキ造林地、モウソウチク・マダケ林、マテバシイ造林地、常緑広葉樹の植栽の多い住宅地（モチノキ、クロマツ、モッコク、スダジイ、マサキ等）
 - (自然林・二次林・植林)
- III {
 - クサイチゴ-タラノキ群集、植栽園（イチョウ、スギ、ジンチョウゲ、イヌツゲ、ヒサカキ他）、梅園、ススキ-ハコネウツギ群集、クズを伴う二次林
 - (草地・植栽園)
- II {
 - アズマネザサ-ススキ群集及びセイダカアワダチソウ-ススキ群集、セリ-ヨシ群落（耕作放棄水田雑草群落）、ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落（耕作放棄畑地雑草群落）、フトイ-ヨシ群落、チゴザサ-ヨシ群落（オギ群落を含む）、シバ群落、ニシキソウ-オオニシキソウ群落、チカラシバ-ヤブガラシ群落（路

- 傍雑草群落)、吹きつけ地 (シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ等)、クズを伴うアズマネザサ-ススキ群集 (草地)
 - I
 - ニワホコリ-カゼクサ群集、ウリカワ-コナギ群集 (水田雑草群落)、カラスビシヤク-ニシキソウ群集 (耕作畑地雑草群落) (草地)
 - O
 - 住宅地及び裸地、造成地、開放水域

ランクごとの配慮事項

- V
 - 高木、低木、下草がバランス良く配置しているため、保全が望ましい。
- IV
 - 高木、低木、下草のバランスにやや欠けるが比較的種の多様性が高いので、Vランクに次いで保全が望ましい。
- III
 - 低木層と下草が中心となっているためバランスに欠け種の多様性は高くない。保全の際にはバランスに留意すること。
- II
 - 草地の被覆率が50%以上で樹木はほとんど存在しないため、種の多様性は低い。改変残地は緑化に努めること。
- I
 - 草地の被覆率が50%以下で樹木が存在しないため、種の多様性は最も低い。改変残地は緑化に努めること。

ウ 居住快適性維持機能

緑地の被視頻度による評価は、市街地部 (細密土地利用図を活用・国土地理院) に1,654箇所 (10メートルメッシュによる。) の視点を設定し、各視点ごとに市内全メッシュ (約171,000件) について可視、不可視を計算し、多くの視点から見られるメッシュを高く評価するものである。市街地の多くの地点から見られる緑地は、景観上質が高い緑地として評価した。市街地の周囲に広がる緑地は、景観に変化を与え、生活空間での潤いや快適性を高める要素の一つとなっている。したがって、市街地の多くの地点から見ることでできる箇所での改変は、極力行われるべきではない。居住快適性に関する配慮事項は、緑地の景観植生が中心となるが、植生に関する配慮とは異なり、植林により機能の低下をある程度防ぐことが可能であるため、改変後の残地についても復元に努める必要がある。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

最も見られる場所は、1,654箇所の視点の内699箇所の視点から見られる場所となっているため、半数の350箇所を基にしてランクを次のとおり設定した。

- III
 - ・350箇所以上の視点から見られる場所。
 - ・広範囲から見ることでできる緑地帯であり、改変された場合には最も影響を受けやすい場所であるため、改変は望ましくない。
 - ・改変後の残地は、緑地の復元に努め、また緑地としての景観を損ねることのないよう視点の所在箇所を意識した方法をとるよう配慮すること。

- II [
 - ・350箇所以下の視点から見られる場所。
 - ・改変後の残地は景観に配慮した緑地の復元に努めること。
- I [
 - ・視点から全く見えない場所。
 - ・改変後の残地は緑地の復元に努めること。

エ 土地機能

保水能力や土砂崩壊防止・土壌浸食防止能力といった土地を保全する機能で、人の生命・財産を直接的に脅かす洪水や土砂崩れなどの災害を防止する機能である。

なお、評価は市内での総合評価として行うのではなく、植生自然度による評価と同様に、土地機能の絶対的な評価をするものである。

(ア) 保水機能

土地が水を受ける面での立地上の優劣と、受けた水の保持力に関する土地の属性の優劣の和により評価を行うものとする。

必要とする環境要素は、表層地質、土壌分類、年降水量、土地利用、地形分類、傾斜である。

土地機能の中では、環境の変化による影響を最も受けやすいため、自然環境の改変に当たっては、保存すべき緑地を決定する際の配慮事項として、他の二つの機能に比べ優先すること。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

- V [
 - ・機能は大。機能の低下となるので改変は極力行わないことが望ましい。
 - ・改変する場合は、透水性の確保及び雨水の排水について特に配慮すること。
- IV [
 - ・機能はやや大。Vランクに次いで機能が高く、洪水等の災害の抑止となっているため、改変は極力行わないことが望ましい。
 - ・改変に当たっては、自然面での透水性の維持に努めること。
 - ・改変に当たっては、原地形の維持に配慮して行うことが望ましい。
- III [
 - 機能は中。改変に当たっては、IIIランク以下を中心に行うことが望まれるが、その際には改変後の土地の透水性の維持に努めること。
- II [
 - 機能はやや小。配慮事項については、IIIランクと同様とする。
- I [
 - 機能は小。配慮事項については、IIIランクと同様とする。

(イ) 土壌浸食防止機能

水食に対する土地の耐浸食性により機能の評価する。降雨強度、傾斜、土地利用、土壌の種類、土壌の粒径区分の関係により各メッシュごとの年間浸食土量を予測し、浸食を受ける度合いの相対的な結果で、当該メッシュの評価とするもので、土壌の性質が大きく影響する。本市の山林の大部分を覆っている褐色森林土は他の土壌と比較して最も影響を受けやすいため、環境の改変に当たっては土壌の流失に十分な配慮が必要である。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

- V
 - ・現状では浸食はほとんど生じないか、軽度の浸食が生じる状況である。
 - ・樹林地が浸食防止機能を高めているため、原地形を大幅に変えることのないような配慮が望ましい。
- IV
 - ・現状では許容量限度に近い浸食を生じる状況である。
 - ・法面は、極力傾斜を緩やかにし、植林等を施す等機能の維持に努めること。
- III
 - ・現状では許容量をやや上回る浸食が生じる状況である。
 - ・改変後の残地は、法面等に植林を施すなど、機能の維持向上に努めること。
- II
 - ・現状では許容量の数倍の浸食が生じる状況である。
 - ・配慮事項については、IIIランクと同様とする。
- I
 - ・現状では著しい浸食を生じる状況である。
 - ・配慮事項については、IIIランクと同様とする。

(ウ) 土砂崩壊防止機能

土砂崩壊の原因である降雨と土砂崩壊発生の難易により評価する。

発生の難易は、表層地質、地形分類、傾斜、土地利用、年降水量、土性、植生、崖の有無により決定されるが、その中でも最も重要な要素は傾斜となっている。本市の傾斜分布は、その過半数が20～40度となっており、土砂崩壊が発生しやすくなっている。したがって、保水性を高め土砂崩壊を抑える働きをしている斜面の樹林を伐採することは、機能の低下を招くことになるため、傾斜が急な箇所は特に保全が望ましい。改変に際しては、傾斜、植生等を考慮し、保水機能や景観を損なわないように植林等を施し、機能を低下させることのないような対処が望ましい。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

- V
 - ・現状では機能が最も高い。
 - ・機能の低下となるので、改変は極力行わないことが望ましい。
- IV
 - ・現状では機能はやや高い。
 - ・改変に当たっては、原地形の大幅な変化は行わないようにすること。
- III
 - ・現状では機能は中。
 - ・改変に当たっては、他への影響を及ぼさないよう改変後の地形に配慮すること。
- II
 - ・現状では機能はやや低い。
 - ・改変に当たっては機能の維持、向上に努めること。
- I
 - ・現状では機能は低い。
 - ・改変に当たっては機能の向上に努めること。

3 環境影響評価の範囲

- (1) 環境影響評価の範囲については、対象事業の実施区域とすること。
- (2) 事業者は、自然環境評価データシステムにより、対象事業区域の隣接地についても調査を行い、評価の際の参考に資すること。

4 その他の事項

- (1) 事業者は、環境影響評価に当たっては、環境部まちづくり課と事前の連絡調整を図ること。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、関係する逗子市の行政計画の趣旨に沿った配慮を行うこと。
- (3) 対象事業区域内に対象事業を行うことにより著しい影響を被ると予測される「1－(1)環境影響評価の項目」以外の自然環境要素が所在する場合は、当該自然環境要素の取扱いについてまちづくり景観課と協議すること。
- (4) 事業者が自ら調査を実施したときは、そのデータを評価書案に添付することができる。
- (5) 市街化調整区域については、自然環境ランクにかかわらず、自然の生態系に配慮し、保全に努め環境の改変は極力行わないものとする。

別表第1

自然環境ランク	評 価	環境保全目標
A	自然林、樹種の豊富な二次林が分布しており、土地機能が共に高い。自然環境の改変がされた場合、その影響が最も大きくなると予想される。したがって、開発計画等による改変の際には、保存緑地に含む等、現状を損なわない配慮が必要である。	おおむね 80 パーセント
B	樹種の豊富な二次林及び低木二次林が多く分布している。主に斜面地が中心となっており、市街地の多くの地点から見る事ができるため、緑地としての景観が良好である。各機能の評価は、全市的に平均以上に保たれているので、自然環境の改変に際しては、機能の維持及び景観が損なわれないよう極力自然地形を保全するよう努める。また、改変により生じた空間には、自然林構成種を用いて植林を行う等良好な樹林地を保全することにより、快適住環境の創造が必要である。	おおむね 60 パーセント
C	低木二次林及び造林地が分布している。土地の総合的な評価では、A・Bランクに比較して生態系維持機能が低い。Bランクと同様に、市街地の多くの地点から見る事ができるため、緑地の景観が良好である。したがって、自然環境の改変に当たっては、機能の維持に努めるほか、景観に重点をおいた植林、移植等を行い、良好な環境の維持が望まれる。	おおむね 40 パーセント

別表第2

自然環境ランク	評 価	緑被達成目標
D	造林地の一部及び市街地が分布している。大部分が市街地に含まれるため、緑地が占める割合は低い。したがって、市街地の快適性を高めるため、家屋等の構造物の建築時に生ずる空間については、その緑化に努める。	おおむね 20 パーセント

環境影響評価に係る指針に関する運用基準

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第6条第1項の規定に基づき定められた環境影響評価に係る指針の運用基準を次のとおり定める。

1 環境保全目標量の算定

環境影響評価に係る指針2環境影響評価の方法（2）環境保全目標による環境影響評価の環境保全目標量の算定は次のとおりとする。なお、環境の改変量を決定する際には環境保全目標総量及び、環境保全個別目標量を確保する計画とすること。

・環境保全目標の算定方法

対象区域に分布するA、B、C各ランクの分布に対し、それぞれ環境保全目標（Aランクおおむね80%、Bランクおおむね60%、Cランクおおむね40%）を乗じたものを環境保全個別目標量、それらの合計を環境保全目標総量とする。

・計算方法

環境保全目標総量＝Aランク環境個別目標量＋Bランク環境保全個別目標量
＋Cランク環境保全個別目標量

Aランク環境保全個別目標量＝Aランク分布面積×おおむね80%

Bランク環境保全個別目標量＝Bランク分布面積×おおむね60%

Cランク環境保全個別目標量＝Cランク分布面積×おおむね40%

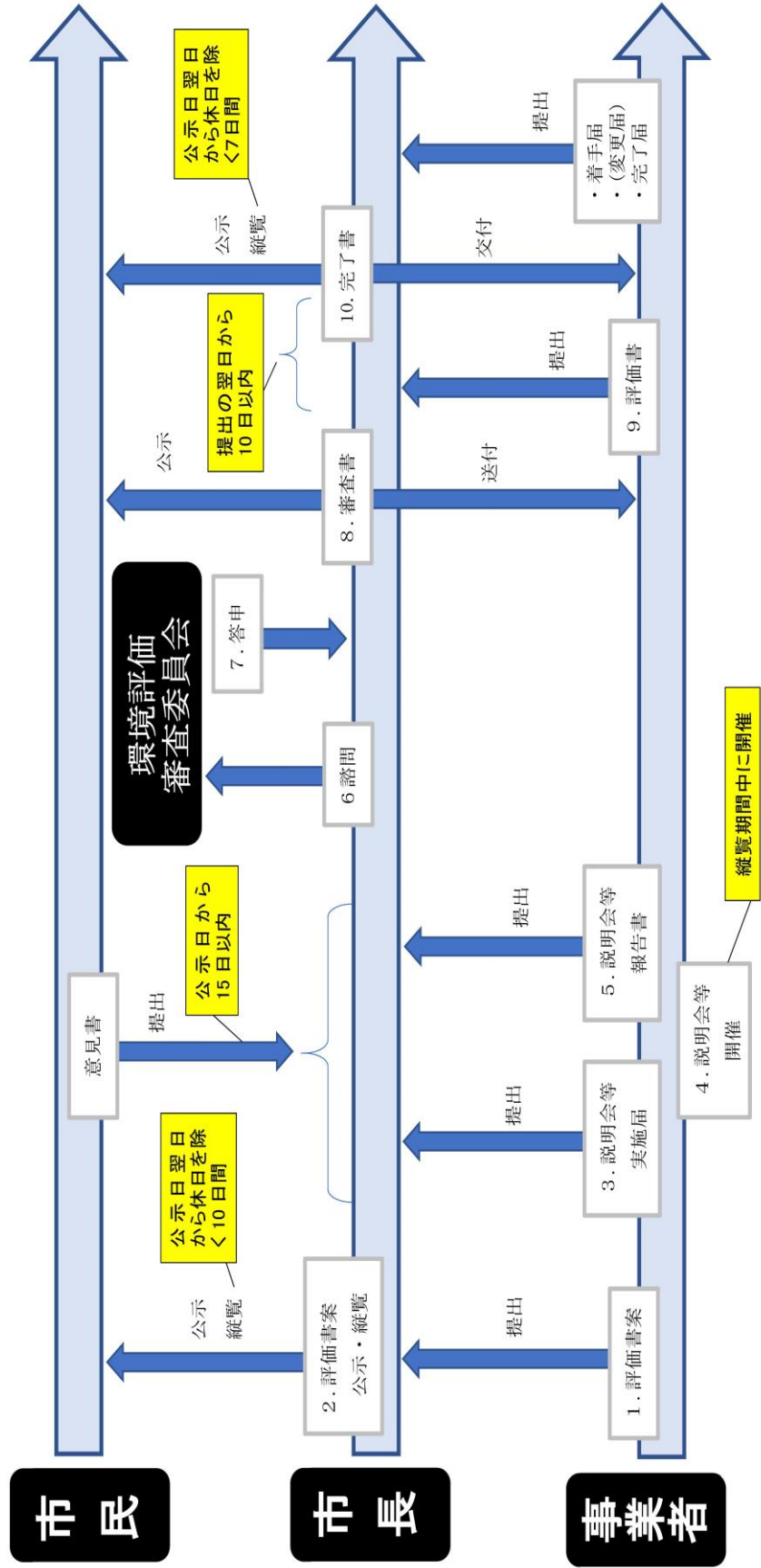
2 復元緑地及び現況緑地の取扱い

- ・復元緑地は基本的に保全緑地と見なさない。
- ・現況より良い緑地を残すために復元緑地を保全緑地の面積に算入する場合は、評価書案に理由、復元手法（緑化、土壌への配慮等）を具体的に記入すること。ただし、戸建住宅の庭、種子吹付でしか対応できない造成法面の緑地は保全緑地として認めない。
- ・Dランクの現況緑地を保全面積に算入する場合は、目標値を設定する際にも、現況に合わせたランクによる評価を行うとともに、評価書案に評価した根拠等を明記すること。

3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等に基づく安全対策工事における緑化の取扱い

- ・安全対策工事の実施により、やむを得ず保全目標量を達成できない場合は、保全に代わる緑化計画の代替案をもって環境評価審査委員会に諮ることができる。
- ・法面緑化を伴う安全対策工事を実施する際は、緑化が継続的に維持されると認められる場合に限り、その量及び質を審査し、程度に応じて保全面積として換算することができる。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例 手続きフロー
 ～小規模対象事業（事業面積 1,000 m²未満）～



逗子市の良好な都市環境をつくる条例 手続きフロー
 ～（事業面積 1,000 m²以上）～

